

# 「生前 遺産分割合意書」作成サービスのご案内

「生前 遺産分割合意書」とは..

生前に、親から将来の相続財産を公開し、さらに財産の分割方法を提案し、家族全員で話し合い、納得・合意した内容を「生前 遺産分割合意書」として全員で署名・押印します。

目的

- ・終活の一環として、将来の円満相続に備えることができます。
- ・生前に親の想い、相続財産の内訳、財産の分割方法、生前贈与の計画などを伝え家族の不安を排除して、将来の相続についてイメージができるため安心します。
- ・家族側も生前に財産と分割方法などを把握して、話し合いの機会ができます。
- ・お互いになかなか言えないこと、聞けないことを生前に確認できます。

作業手順

- ①将来の相続財産の把握・評価、法定相続人の確認、相続税などの計算
- ②相続財産、生前贈与などの分割・配分についての考えをまとめます。(親)
- ③家族全員で第1回の打ち合わせを開催し、親から想い、財産、分割方法などを開示・説明します。
- ④家族から意見を聞き、内容を協議・調整・合意します。
- ⑤合意内容に基づき書類を作成し、最終の打ち合わせで合意、署名、押印します。

効果・注意点

- ・将来のご相続の「見える化」により、生前に家族全員が不安を解消して安心します。
- ・法的拘束力はありませんが、将来の争族回避の効果は認められます。
- ・遺言書や相続後の遺産分割協議では、不満・争族の可能性があります。
- ・将来の相続財産、法定相続人の状況・環境なども変わる可能性があり、合意内容が将来の遺産分割協議書となる保証はありません。

-----

天神橋 税理士法人 代表パートナー 竹村 聡 (公認会計士・税理士)  
住所 〒530-0045 大阪市北区天神西町5-17  
アクティ南森町ビル10F  
TEL 06-6364-6626 FAX 06-6364-6636  
web www.office-tenjin3.com

